

お客様各位

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

1. 改定日 2025 年 9 月 1 日 (月)

改定前	改定後
第7条（手形、小切手の支払） (1) (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（<u>当座勘定の払戻し等</u>） (1) (2) 変更なし (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。	第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

詳しくは営業店窓口までお問い合わせください。